

# 木造住宅除却(解体)工事補助金の手続きの流れ

※補助金を受ける場合は、全て事前に申請が必要となります。

## 耐震診断

①

[申請者]にて耐震診断の申込



②

耐震診断の実施決定

耐震診断の結果は、三重県木造住宅耐震促進協議会の判定会にかけられます。

診断 ↓ 実施

③

[業者]にて耐震診断結果報告

既に診断を終了している方は④から

④

除却(解体)工事の補助申請

[申請者]にて[市]へ木造住宅耐震補強等事業費補助金交付申請書とその他必要書類を提出します。

[市]から[申請者]へご連絡をしたのち、  
交付対象であるかを審査するため訪問して現地調査をさせていただきます。



⑤

交付決定通知、除却(解体)工事の開始

[市]から「木造住宅耐震補強等事業費補助金交付決定通知書」が届いた後、  
[申請者]にて業者と契約を締結して解体工事を開始してください。

※着手前、工事中、完了時等の写真を必ず撮ってください。

解体 ↓ 実施

⑥

完了実績報告書の提出  
(※切:令和4年3月22日(火))

[申請者]にて除却(解体)工事が完了したら、[市]へ完了実績報告書を提出してください。  
また、添付書類として次のものが必要です。

- ①工事契約書の写し
- ②領収書の写し
- ③着手前、工事中、完了時の写真



⑦

交付確定通知、請求書の提出

[市]からの交付確定通知により、除却(解体)工事の補助金額が確定されます。  
[申請者]にてこの交付確定通知が届いた後、[市]に対して請求書を提出します。



⑧

補助金の振込

[市]から除却(解体)工事の補助金が振り込まれます。

## 解体工事